

請求人
(略)

広島市監査委員 佐 伯 克 彦
同 井 上 周 子
同 沖 宗 正 明
同 渡 辺 好 造

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 2 7 年 1 月 1 3 日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

平成 2 7 年 1 月 1 3 日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。

該当職員

次に掲げる決裁書類に名前のあるもの全員

平成25年4月30日決裁 管理番号244 件名：平成25年(ワ)第379号損害賠償請求事件について

平成25年11月27日決裁 管理番号2499 件名：平成25年(ワ)第1470号損害賠償請求事件について

平成26年2月19日決裁 管理番号7369 件名：平成26年(ワ)第53号損害賠償請求事件について

平成26年3月10日決裁 管理番号1051 件名：平成26年(ワ)第173号損害賠償請求事件について

平成26年5月20日決裁 管理番号748 件名：平成26年(ネ)第105号損害賠償請求控訴事件について

平成26年7月17日決裁 管理番号1349 件名：平成26年(ネ)第204号損害賠償請求控訴事件について

違反事実

弁護士謝礼金の不要な支出

広島地裁平成25年(ワ)第379号 広島地裁平成25年(ワ)第1470号

広島地裁平成26年(ワ)第53号 広島地裁平成26年(ワ)第173号

広島高裁平成26年(ネ)第105号 広島高裁平成26年(ネ)第204号

広島市を被告とするこれら損害賠償請求事件について、訴訟代理人弁護士が一人で

十分であるのに、正当な理由なく訴訟代理人を2人選任し、弁護士謝礼金の不要な支出をおこなった。

訴訟代理人弁護士が一人で十分である理由

これら事件は精神的被害の慰謝料の請求であり、国家賠償法による請求である。判例を考えれば、ほとんど原告(請求者)に勝訴の見込みのない事件である。

原告(請求者)は本人訴訟であり、特段背景に組織を持たず、特に警戒の必要のない相手である。

事実関係についても、原告は広島市の不法行為について広島市の開示請求文書からの事実によって争ったもので、被告側対応に調査や専門知識が必要なものではない。原告が知っていることは当然市側も知っており、原告が知らない事実も市は当然把握しており、圧倒的優位な状況である。

請求額が少額である。

広島地裁平成25年(ワ)第379号は訴額150万円であり、広島地裁平成25年(ワ)第1470号は20万円、広島高裁平成26年(ネ)第204号は5万円、外は全て10万円である。

訴訟代理人を2人とする理由として1人不在時に対応可能であることを理由としているが、これら事件にはなんら緊急性はなく、不在などで時間がかかれば、裁判所に猶予を求めれば事足りることである。仮処分など対応に緊急性が求められる可能性はない。

これら事件は国家賠償の要件を満たすか否かの法律審のような性格であり、特別弁護士が活躍する要素はない事件である。

ほぼ勝訴が見込め、特段の専門性を求められていないのならば弁護士は最少人数にし、費用負担を最小限にするべきである。

平成25年(ワ)第379号事件は広島県も被告だが広島県の訴訟代理人弁護士は一人である。

請求者は他に3件(平成25年(ワ)第162号 平成25年(ワ)第181号 平成25年(行ウ)第28号)の本人訴訟を行ったが、いずれも県側の訴訟代理人弁護士は一人であった。もちろん県側が全てに勝訴した。

広島市があえて二人の弁護士に依頼することは広島県の対応からも不適切で不自然である。

広島市の被害

平成26年1月1日から同年3月31日の支払い分の内

Aの支払い分 328,000円

Bの支払い分 481,000円

訴訟代理人弁護士1人であれば30万円は節約できたはずである。

平成26年4月1日から同年6月30日の支払い分の内

Aの支払い分 206,000円

Bの支払い分 299,000円

訴訟代理人弁護士1人であれば20万円は節約できたはずである。

平成26年7月1日から同年9月30日の支払い分の内

Aの支払い分 335,000円

Bの支払い分 481,000円

訴訟代理人弁護士1人であれば30万円は節約できたはずである。

以上トータルで80万円近い金額が節約できたはずである。

これらは当然防げた支出であり、作為をもって弁護士に便宜を図り過大な支払いをおこなったかのような不適切な支払である。

必要な措置について

市職員との不適切な関係があるならば別だが、何ら瑕疵のない弁護士に返還を求めることは当然できないため、（受任した以上二人の必要はなくとも支払いを受ける権利は当然ある。全ては依頼したものの責任である。）現実の費用の弁済回収は難しいため、今後の是正と関係職員の指導処分を求める。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成27年1月28日に、平成27年1月13日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年2月10日に、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から、同年1月29日に証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答があった。

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、訴訟代理人の選任の決定及び謝礼金の支払を行った企画総務局から平成27年2月6日付け広企総第99号により、訴訟代理人の選任の決定を行った教育委員会事務局から平成27年2月6日付け広市教総第117号により、それぞれ意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

企画総務局から提出された意見書の内容は教育委員会事務局から提出された意見書の内容を包含しており、その要旨は以下のとおりである。

(1) 意見の趣旨

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 意見の理由

ア 本件措置請求の要旨

本件措置請求の要旨は、おおむね次のとおりであると解される。

請求人が本市を被告又は被控訴人として提起し、又は控訴した6件の訴訟（以下「本件各訴訟」という。）について、本市はそれぞれ2人の訴訟代理人弁護士（B弁護士、A弁護士）を選任しているところ、本件各訴訟は弁護士を2人も選任して追進しなければ本市が勝訴できないような内容ではないこと等から、この選任に正当な理由はなく、したがって、当該弁護士2人に対する謝礼金の支払は、過大で不

当である。

よって、今後本件各訴訟のような訴訟における訴訟代理人弁護士の選任についての是正を求めるとともに、本件各訴訟の訴訟代理人弁護士選任に関わった職員に対する指導、処分を求める。

しかしながら、請求人のこの主張に合理性はなく、到底承服できるものではない。以下その理由を述べる。

イ 訴訟代理人弁護士の選任における基本的な考え方

本市が相手方とされた訴訟に応訴すること等により本市が訴訟の当事者となる場合、基本的には、本市は、当該訴訟において勝訴しなければならない。

弁論主義が採用されている民事訴訟においては、請求内容、相手方の態様等にかかわらず、適切に訴訟追行を行わなかった場合は、本市が敗訴するおそれは否定できないのであるから、訴訟代理人弁護士を選任し、万全の備えをもって訴訟に臨むことは、極めて当然なことである。

すなわち、如何なる態様の訴訟であろうと、油断することなく全力で訴訟追行する、これが本市の訴訟追行における基本的な考え方であり、訴訟代理人弁護士の選任も、この考え方の延長線上にある。

そして、本市が当事者となる訴訟は、法務大臣（法務局）に訴訟の実施を依頼するものを除き、全て訴訟代理人弁護士を選任している。

訴訟代理人の選任に当たっては、複雑困難な事例であると見込まれるような訴訟の場合には弁護士を複数選任する（この場合、弁護士に支払われる謝礼金の額は複数人分の額となる）が、原則として、弁護士を1人選任している。

ただし、その弁護士が、補助弁護士がいた方がよいとの意向を示した場合は、複雑困難な事例でなくても、当該弁護士と補助弁護士に支払う謝礼金の額が全体で1人分の額となることを了知してもらった上で、弁護士を複数選任することがある。

ウ 本件各訴訟の訴訟代理人弁護士が2人であることの合理性等

本件各訴訟は、複雑困難な事例ではないことから、訴訟代理人弁護士1人を選任する事件である。

そして、本件各訴訟においてはB弁護士を選任することとし、同弁護士にあっては、より円滑に訴訟を進行するため、従前から、支払額は全体で1人分の額でよいからA弁護士にその業務を補助させたいとの意向があることから、両弁護士を本件各訴訟の訴訟代理人弁護士に選任しているものであり、この場合、B・Aの両弁護士に支払われている謝礼金の額は、2人合わせて1人分の額である。

よって、主任弁護士であるB弁護士をA弁護士が補助することで、より円滑に訴訟を進行することができ、かつ、上記のとおり本件各訴訟の謝礼金は1人分の額であるから、本市は、適切に、訴訟代理人弁護士の選任等に係る事務を行っているものであり、当該弁護士の選任等に係る事務が不当であるとの評価は、全く当たらない。

エ まとめ

そもそも、本市に対する訴えを提起した請求人が、その相手方である本市の訴訟

態様が不当であると批判することは、被告ないし被控訴人である本市の訴訟行為を不当に侵害することにつながり、その防御方法を制約するおそれすらある（加えて、自ら本件各訴訟に勝訴する見込みがないと述べていることから、請求人は本件各訴訟が不当な訴訟ないし不法行為（最三判昭63. 1. 26民集42巻1号1ページ参照）に当たることを自認しているともいえる。）。

また、このような批判を住民監査請求という制度を借りて行うこと自体、適切とは思われない。

以上の次第で、請求人の主張には何ら合理性がないため、本件措置請求は、速やかに棄却されるべきである。

3 監査の対象事項

監査の対象事項は、本件各訴訟における訴訟代理人弁護士の選任行為及び選任された弁護士への謝礼金の支払とした。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類並びに広島市長から提出された関係書類及び関係職員への調査により、以下の点について確認した。

(1) 本件措置請求に係る関係部署及び職員について

本件措置請求に係る6件の訴訟（うち2件は控訴審）は、いずれも企画総務局の職員及び市長の権限を補助執行する教育委員会事務局の職員が執行した事務に関して、請求人が広島市長に対して損害賠償請求を行ったものである。

これらの訴訟について、B弁護士及びA弁護士を訴訟代理人に選任し、事件の処理状況に応じて着手金、謝金、中間謝金及び出廷料（以下「謝礼金」と総称する。）が支払われているが、訴訟代理人の選任の決定は企画総務局及び教育委員会事務局において行われ、謝礼金の支出決定は企画総務局法務課において一括して行われている。

(2) 訴訟代理人の選任について

広島市では、弁論主義が採用されている民事訴訟においては、基本的に請求内容、相手方の態様等にかかわらず、万全の備えをもって訴訟に臨むことが必要であることから、法務大臣に訴訟の実施を依頼するものを除き、全て訴訟代理人として弁護士を選任している。

訴訟代理人を選任するに当たっては、原則として、弁護士を1人選任しているが、委任しようとする弁護士が補助弁護士の選任を求める意向を示した場合には、当該弁護士と補助弁護士に支払う謝礼金の合計額を弁護士1人を選任した場合に支払う金額（以下「1人分の額」という。）とするものの了承を得た上で補助弁護士を選任している。

なお、謝礼金のうち出廷料については、2人の訴訟代理人のうち1人しか出廷しない場合は1人分の額を下回るものの了承を得ている。

本件各訴訟においても、謝礼金の合計額を1人分の額とすることを了承の上で、B弁護士の意向によりA弁護士を補助弁護士に選任している。

(3) 謝礼金の支払について

本件各訴訟について、企画総務局法務課長は、平成26年1月から同年9月までを謝礼金の算定対象期間として、B弁護士及びA弁護士に対し、謝礼金の支出を決定し、平成26年4月18日、同年7月31日及び同年10月31日に支払われている。

上記を算定対象期間として企画総務局法務課長が支出決定した全ての弁護士謝礼金の支払状況を確認したところ、本件各訴訟において2人の弁護士に支払われた謝礼金の合計額は、着手金、謝金及び中間謝金については、いずれも1人分の最も低い額と同額となっており、出廷料については、2人のうち1人しか出廷しない場合もあったことから1人分の額を下回っているものもある。

2 判断

本件措置請求に係る各訴訟においては、訴訟事務は円滑に遂行されているとともに、選任された主任弁護士及び補助弁護士の2人に支払う謝礼金の合計額が1人分の額以下で支払われていることから、訴訟代理人を2人選任したこと及び謝礼金支払額のいずれも不当ではない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由はないことから、本件措置請求について請求を棄却する。